

1 漁業集落排水事業經營戰略

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 将来の事業環境	4
(1) 処理区域内人口の予測	4
(2) 有収水量の予測	4
(3) 使用料収入の見通し	5
(4) 施設の見通し	5
3. 経営の基本方針	5
(1) 下水道事業の役割	5
(2) 経営方針	5
4. 投資・財政計画（収支計画）	6
(1) 投資・財政計画（収支計画）	6
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	6
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	8
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	9
6. その他	10
7. 経営戦略ひな形様式（別紙）	10

大月町漁業集落排水事業経営戦略（案）

団 体 名	： 大月町
事 業 名	： 漁業集落排水事業
策 定 日	： 令和 7 年 3 月
計 画 期 間	： 令和 7 年度～令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和 62 年度 (供用開始後 37 年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用(一部) 令和 6 年 4 月移行
処理区域内 人口密度	4.20 人/ha 令和 5 年度決算統計 処理区域人口:227 人 処理区域面積:54ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1 処理区		
処理場数	1 処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>一般家庭用の使用料は、世帯人員区分(3 区分)別に基本料金(10 m³まで)と水洗化料金、超過料金(1 m³あたり)の合計額に消費税相当額を加えた額(10 円未満の端数は切捨て)としています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>基本料金</th> <th>水洗化料金</th> <th>超過料金(1 m³あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 人</td> <td>1 戸あたり</td> <td>195 円</td> <td>水道使用量超過分</td> </tr> <tr> <td>3～5 人</td> <td>1,093 円</td> <td>482 円</td> <td>(10 m³以上)</td> </tr> <tr> <td>6 人～</td> <td></td> <td>870 円</td> <td>111 円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	基本料金	水洗化料金	超過料金(1 m ³ あたり)	1～2 人	1 戸あたり	195 円	水道使用量超過分	3～5 人	1,093 円	482 円	(10 m ³ 以上)	6 人～		870 円	111 円
世帯人員	基本料金	水洗化料金	超過料金(1 m ³ あたり)														
1～2 人	1 戸あたり	195 円	水道使用量超過分														
3～5 人	1,093 円	482 円	(10 m ³ 以上)														
6 人～		870 円	111 円														
業務用使用料体系の 概要・考え方	<p>業務用の使用料は、一般家庭用と同様ですが世帯人員区分を設けていません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金</th> <th>水洗化料金</th> <th>超過料金(1 m³あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用</td> <td>1,093 円</td> <td>870 円</td> <td>111 円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	基本料金	水洗化料金	超過料金(1 m ³ あたり)	事業用	1,093 円	870 円	111 円								
用途	基本料金	水洗化料金	超過料金(1 m ³ あたり)														
事業用	1,093 円	870 円	111 円														
その他の使用料体系の 概要・考え方	<p>公共用の使用料は、定額制としています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金</th> <th>水洗化料金</th> <th>超過料金(1 m³あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共用</td> <td>7,093 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途	基本料金	水洗化料金	超過料金(1 m ³ あたり)	公共用	7,093 円										
用途	基本料金	水洗化料金	超過料金(1 m ³ あたり)														
公共用	7,093 円																
条例上の使用料*1 (20 m ³ あたり) ※過去 3 年度分を記載	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">2,950 円 (税込み)</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">2,950 円 (税込み)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td style="text-align: right;">2,950 円 (税込み)</td> </tr> </table>	令和 3 年度	2,950 円 (税込み)	令和 4 年度	2,950 円 (税込み)	令和 5 年度	2,950 円 (税込み)										
令和 3 年度	2,950 円 (税込み)																
令和 4 年度	2,950 円 (税込み)																
令和 5 年度	2,950 円 (税込み)																
実質的な使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去 3 年度分を記載	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">令和 3 年度</td> <td style="text-align: right;">3,457 円 (税込み)</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">3,378 円 (税込み)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td style="text-align: right;">3,257 円 (税込み)</td> </tr> </table>	令和 3 年度	3,457 円 (税込み)	令和 4 年度	3,378 円 (税込み)	令和 5 年度	3,257 円 (税込み)										
令和 3 年度	3,457 円 (税込み)																
令和 4 年度	3,378 円 (税込み)																
令和 5 年度	3,257 円 (税込み)																

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

本町の漁業集落排水事業は建設環境課において運営しています。

【建設環境課】職員数 13名

課長	(1名)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">建設環境課</div> <div style="width: 20px; border-bottom: 1px solid black; margin: 0 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">環境水道係</div> </div>
課長補佐	(1名)	
係長	(1名)	
担当	(3名)	
うち、損益勘定支弁職員	(1名)	

建設環境課 13名
担当 3名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、マンホールポンプの管理を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	現時点では実施していません。
民間活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	現時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利 (未利用土地・施設の活用等)	現時点では実施していません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）は次のとおりです。

経営比較分析表（令和5年度決算）

高知県 大月町

業務名	業種名	類似団体区分	管理者の情報
法非公用	下水道事業	H1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり事業料金(円)
-	該当数値なし	100.00	2,950
普及率(%)	5.13		

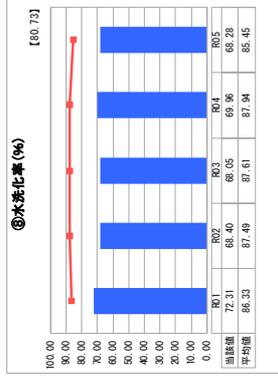
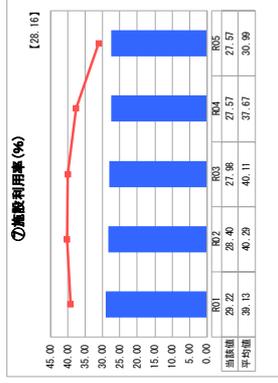
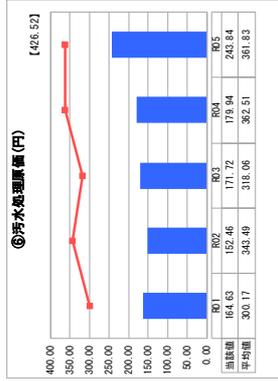
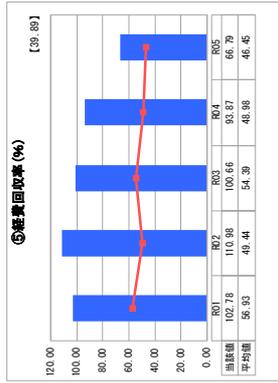
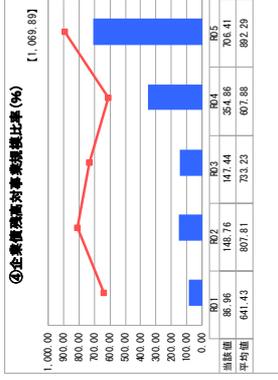
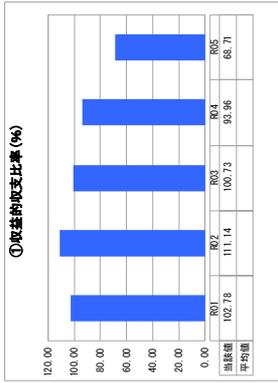
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,477	102.73	43.58
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
227	0.54	420.37

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①R6年度からの公金計移に伴う打ち切り決算のため、R5年度の利益収入の減により収益的収支比率は、100%を下回る結果となった。施設の更新を進めていくうえで、益々経営状況は悪化する見込みであるため、施設増額の適正化を図ることとしている。

②処理施設の更新を実施しているが、企業債償還対事業増損比率の増加が見込まれる。投資増額や料金水準等の経営改善や見直しを図っていく必要がある。

③経費回収率は、人口減少等により料金収入が減少し続けるため、経費削減に合わせ料金改定の検討を始める必要がある。

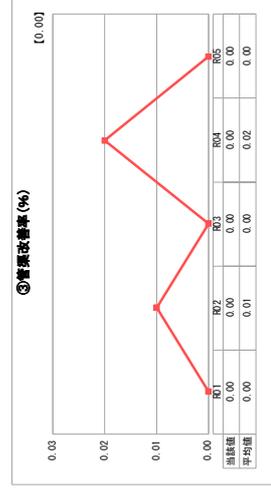
④汚水処理原価は、増加傾向にあるものの、類似団体平均を大きく下回る数値で推移している。

⑤施設利用率は、平均値を下回っており、人口減により、減少傾向にあることから、施設増額の適正化を図っているところである。

⑥水洗化率向上のための普及啓発活動を強化し、汚水処理を適切に行うとともに、料金改定の検討を行い料金収入を増強する必要がある。

2. 老朽化の状況について

消費増進処理施設については、昭和7年～10年ごとに小規模な施設改修を行っているが、順次については行う専断をたえず、今後は、施設健全計画に基づいた調査・診断を行い、改修を行う必要がある。また、令和7年度までに、既存の下水道管線についても、それに伴う周辺施設の更新を行う計画としている。



全体総括

これまで、料金収入のみで経営できていたが、人口減少により料金収入が減少傾向にあり、施設の更新に取り掛かったことで、経営状況はさらに悪化するものと思われる。

今後、事業を継続させるためには、実情に合った施設規模の縮小を早期に完了させるとともに、加入率向上の取り組みをや料金改定の検討を速め、料金収入の維持に努めていく必要がある。

2. 老朽化の状況

2. 将来の事業環境

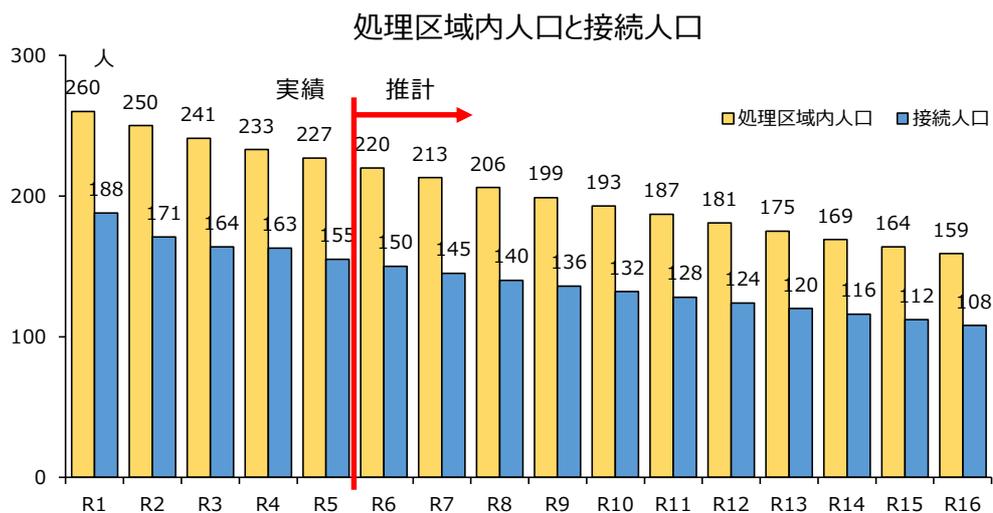
(1) 処理区域内人口の予測

①処理区域内の人口推計

- 処理区域内の人口は、令和5年度実績に直近3か年（令和3年度～令和5年度）の平均増減率を乗じて推計しました。

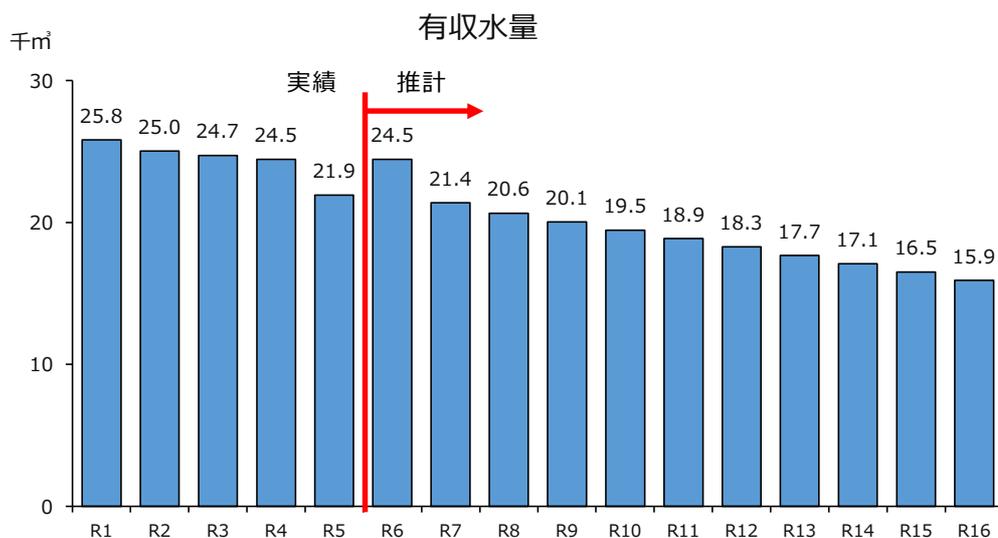
②接続人口の推計

- 接続人口も同様に令和5年度実績に直近3か年（令和3年度～令和5年度）の平均増減率を乗じて推計しました。



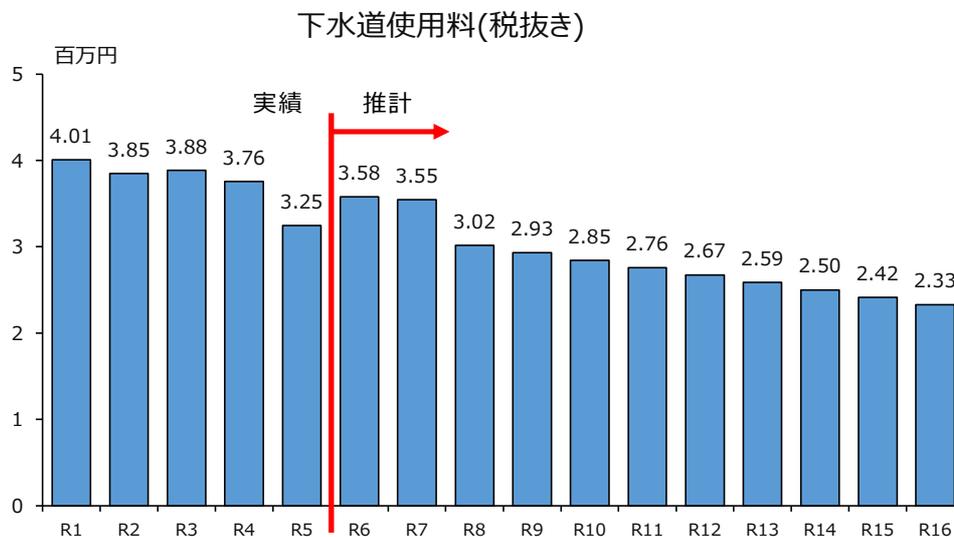
(2) 有収水量の予測

- 有収水量 = 水洗化人口1人当たり有収水量（令和3年度～令和5年度の平均）×水洗化人口（接続人口）



(3) 使用料収入の見通し

•使用料 = 有収水量 1 m³あたり使用料（令和 7 年度予算）×有収水量



(4) 施設の見通し

- 本町の集合処理区域は整備が完了しています。
- 施設については、耐用年数を迎えた通信設備、機器等の更新を行い機能強化対策に取り組んでいます。今後も、経営改善に見合った計画的な維持修繕・機械・管路等の更新に取り組んでいきます。

(5) 組織の見通し

- 現在の人員構成が本町の下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後、下水道事業の広域化や民間事業者等との連携による経営の効率化を検討しつつ、下水道経営技術の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

3. 経営の基本方針

(1) 下水道事業の役割

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本町では、漁業集落排水事業に取り組み、昭和 62 年 10 月) において共用を開始しています。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされます。また、当該処理区域外については、合併浄化槽設置の促進を図ります。

(2) 経営方針

漁業集落排水事業は、公営企業として水道事業と同様に利用者からの料金によって賄う事業です。水洗化率は、近年横ばい状態にあり、令和 5 年度末時点で 68.3%となっています。今後とも、漁業集落排水施設への加入促進を図ります。

一方、今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、漁業集落排水事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

今後、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていく必要があります。
 また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を
 続け、財源の確保を図っていきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。 ＜目標＞ 計画期間 令和 16 年度末における目標 ・水洗化率 70%以上を目指します。（令和 5 年度実績 68%） ＜投資の目標に関する考え方＞ ・処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、水洗化率向上のための普及啓発を図ります。
----	--

上記目標の達成に対応するため、計画期間内において次の事業を予定しています。

【計画期間内の事業計画】

- ・漁業集落排水施設改良事業 75 百万円

【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

- ・生活排水処理を進めるため、管渠整備や合併浄化槽の整備を進めています。

【投資の平準化に関する事項】

- ・漁業集落排水事業における投資については、計画期間内にストックマネジメント計画を策定し、補助事業を主体とした事業費の平準化を実施していきます。

【防災・安全対策に関する事項】

- ・施設の耐震化等を進めます。

【その他】

- ・該当ありません。

②収支計画のうち財源についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none">・本町では、将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。＜目標＞ 計画期間 令和 16 年度末における目標・経常収支比率 100%以上を目指します。＜財源の目標に関する考え方＞・経常収支比率は、当該年度の経常収益で維持管理費等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標であり、健全経営を続けていくために単年度収支の黒字化を目指します。
----	--

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

- ・使用料収入は、有収水量×有収水量当たりの使用料で算定しました。
- ・使用料の見直しについては、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく考えとしています。

【企業債に関する事項】

- ・建設改良費から特定財源（国庫補助金、出資金等）を控除した額に対し、起債を充てる予定としています。
- ・新規発行企業債の発行条件は、償還期間 30 年、うち据置 5 年、元利均等方式、利率は 2.0% 以内で想定しています。

【繰入金に関する事項】

- ・国が示している一般会計からの繰出しの基本的な考え方に沿って、繰入する試算としています。
- ・また、漁業集落排水施設の資本費及び維持管理に係る他会計出資金、補助金として財政部局と協議の上、基準以外の繰入金も一般会計から繰入する試算としています。

【資産の有効活用に関する事項】

- ・現在、遊休資産が存在しないため、本計画では反映しておりません。なお、今後、人口減少等により使用されなくなった施設等が生じた場合、その活用について検討します。

【その他】

- ・生活排水処理の意義や漁業集落排水事業の経営状況等について周知を図り、使用料収入の未納解消に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）】</p> <ul style="list-style-type: none"> •業務の効率化や経費削減のため、浄化センター、マンホールポンプの管理を民間に委託しており、現行の委託業務形態が当面継続することを前提に試算しています。 •PPP/PFI などについては、本計画では反映しておりませんが、全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。 <p>【職員給与費に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和7年度予算における「1人当たりの年間給与費」に「職員数」を乗じて試算しています。 <p>【動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和7年度予算に物価上昇率を乗じて試算しています。 <p>【委託費に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和7年度予算に物価上昇率を乗じて試算しています。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和7年度予算に物価上昇率を乗じて試算しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>本町だけの取組みには限界があるため、県及び近隣自治体と足並みを揃えて、中長期的な将来を見据えて共同化等を検討していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>計画期間中に、長期的な視点で効率的な資産管理を図るためのストックマネジメントを策定し、事業の平準化を図りながら施設整備を進めます。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）</p>	<p>PPP/PFI などについては、本計画では反映しておりませんが、全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>現時点では、特にありません。</p>

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用の取組などや、人口減により使用されなくなった施設等の活用については、今後検討していきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入や施設改修に関わる DBO の導入など段階的な検討を継続的に実施します。 また、身近なテーマとして、維持管理、保守点検及び清掃等について、委託方法や委託範囲の変更とそれに伴う影響やコストの増減等を勘案しつつ、引き続き、民間活力の活用を検討していきます。
職員給与費に関する事項	施設整備更新を進めていくためには、技術系職員及び事務系職員共に人員削減は困難であるものの、事務処理の効率化や組織統合といった職員給与費に関する事項について検討していきます。
動力費に関する事項	現時点では、特にありません。
薬品費に関する事項	現時点では、特にありません。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進んでおり、今後、修繕が必要になってきます。修繕計画の立案により修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図っていきます。
委託費に関する事項	対象設備と人件費を適正に算出し、委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証・対応していきます。 また、使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画の変更が必要となる場合においては、本戦略を見直すほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行ない、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略を更新します。
---------------------	--

6. その他

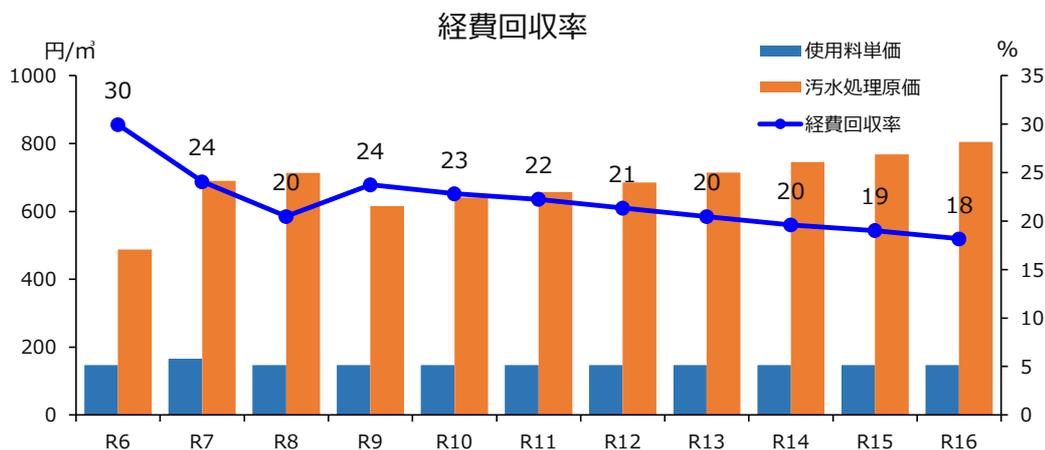
①経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率は、汚水処理に係る費用が、どの程度使用料収益で賄えているかを表した指標であり、経費回収率が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料収益以外の収入で賄われていることを意味します。

本町の下水道事業における経費回収率は、経営比較分析表に示したとおり、令和 5 年度において 66.79%（公営企業会計法の適用前の指標値）であり 100%を下回っています。

一方、有収水量は、少子高齢化等の影響による処理区域人口の減少を受け、計画期間末の令和 16 年度には、令和 5 年度の 73%程度に減少する予測となっており、使用料収益も同様に減少する見込みとなっています。

漁業集落排水事業は令和 6 年度から公営企業会計法の適用に移行したことにより、経費回収率は令和 6 年度決算見込みでは 30%となっておりますが、この動向をモニタリングして、定期的な料金体系の見直しを図り、料金回収率の向上につなげます。



7. 経営戦略ひな形様式（別紙）

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和 4 年 1 月改定 総務省)」に示された「経営戦略ひな形様式(別紙)」を次のとおり添付します。

別紙 様式第 2 号（法適用企業・収益的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 様式第 2 号（法適用企業・資本的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 原価計算表

投資・財政計画 (収支計画)

区分	年度	R6														
		R5	R6													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16			
区 分	1. 営業収益 (A)	-	3,578	3,549	3,019	2,933	2,846	2,760	2,674	2,588	2,501	2,415	2,329			
	取 (1) 料金収入	-	3,578	3,546	3,019	2,933	2,846	2,760	2,674	2,588	2,501	2,415	2,329			
	うち雨水処理負担金(公費負担)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
取 益	(2) 受託工事収益 (B)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	(3) その他	-	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	2. 営業外収益	-	13,663	21,084	18,487	16,183	16,425	16,516	16,809	17,060	17,171	16,780	16,747			
約 収	(1) 補助金	-	10,430	15,860	14,924	12,674	12,910	12,960	13,211	13,450	13,691	13,622	13,793			
	他会計補助金	-	10,430	15,860	14,924	12,674	12,910	12,960	13,211	13,450	13,691	13,622	13,793			
	その他補助金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
的 収 入	(2) 長期前受金戻入	-	2,226	2,223	2,556	2,502	2,508	2,549	2,591	2,603	2,473	2,151	1,947			
	(3) その他	-	1,007	3,001	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007			
	収 入 計 (C)	-	17,241	24,633	21,506	19,272	19,115	19,276	19,483	19,648	19,672	19,195	19,076			
的 収 支	1. 営業費用	-	14,488	17,707	17,990	15,582	15,723	15,712	15,905	16,054	16,073	15,588	15,455			
	(1) 職員給与	-	4,906	6,170	6,231	6,294	6,356	6,228	6,293	6,355	6,418	6,290	6,354			
	基本給	-	2,653	3,232	3,264	3,297	3,330	3,263	3,296	3,329	3,362	3,295	3,328			
退職給付	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
その他	-	2,253	2,938	2,967	3,026	2,997	3,026	2,965	2,997	3,026	3,056	2,995	3,026			
的 支 出	(2) 経費	-	6,666	8,578	8,401	6,013	6,013	6,070	6,128	6,186	6,244	6,304	6,363			
	動力費	-	1,238	1,447	1,461	1,491	1,491	1,506	1,521	1,536	1,551	1,567	1,583			
	修繕費	-	0	455	460	464	469	473	478	483	488	493	498			
材料費	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
その他	-	5,428	6,676	6,480	4,017	4,054	4,091	4,129	4,167	4,167	4,205	4,244	4,283			
出 支	(3) 減価償却費	-	2,916	2,959	3,357	3,331	3,354	3,413	3,484	3,513	3,411	2,994	2,737			
	2. 営業外費用	-	462	1,650	516	549	549	564	579	593	599	607	621			
	(1) 営業外利息	-	462	1,650	516	549	549	564	579	593	599	607	621			
出 支 計 (D)	(2) その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	支 出 計 (E)	-	14,950	19,357	18,505	16,271	16,271	16,276	16,483	16,647	16,672	16,195	16,076			
	経常損益 (C)-(D)	-	2,291	5,276	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000			
特 別 損 失 (F)-(G)	(F) 特別利益	-	800	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	(G) 特別損失	-	370	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	特別損益 (F)-(G)	-	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
流 動 資 産	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	-	2,721	5,276	3,000	3,000	3,000	3,000	2,999	3,000	3,000	3,000	2,999			
	繰越利益剰余金又は累積欠損金	-	0	2,721	7,997	10,340	10,494	10,608	10,648	10,930	11,120	11,729	13,139			
	流 動 資 産 計 (J)	-	79,429	62,004	10,060	9,311	9,339	9,260	9,508	9,426	9,843	10,620	12,385			
流 動 負 債	うち未収金	-	5,567	5,520	4,700	4,560	4,430	4,290	4,160	4,030	3,890	3,760	3,620			
	うち建設改良費分	-	6,763	86,192	148,196	158,256	167,568	176,906	186,166	195,674	205,101	214,944	225,564			
	うち一時借入金	-	2,047	3,836	3,858	3,913	4,006	3,792	3,902	3,511	2,615	822	901			
累 積 欠 損 金 比 率 (I) ÷ {(A)-(B)} × 100	うち未払金	-	368	470	470	390	390	390	390	400	400	400	400			
	うち未収金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	繰越利益剰余金 (A)-(B)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B)	-	3,578	3,549	3,019	2,933	2,846	2,760	2,674	2,588	2,501	2,415	2,329			
	地方財政法による資金不足の比率 (L) ÷ (M) × 100	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 17 条 第 1 項 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) ÷ (P) × 100	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(単位：千円)

下水道事業 (漁業集落排水)

投資・財政計画 (収支計画)

下水道事業 (流域整備排水)

(単位：千円)

区分	年度	R6														
		R5 (決算)	R6 (決算見込)	R7 本年度	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034			
資本的収支	3 企業	-	0	11,700	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	うち資本費平準化債	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会社計	-	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち補助金	-	822	2,047	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	4. 他会社計	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 他会社計	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 国(都道府県)補助金	-	822	18,300	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
7. 固定資産売却代金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 工事負担金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	(A)	-	81,644	32,047	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計 (A)-(B)	(C)	-	81,644	32,047	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
3 建設改良費	-	427	30,319	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
うち職員給与	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 企業債償還金	-	1,104	2,047	3,836	3,836	3,858	3,913	3,913	3,913	3,902	3,511	2,615	2,615	822	822	822
3. 他会社長期借入返還金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会社への支出金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	(D)	-	1,531	32,366	8,836	8,858	8,913	8,913	8,913	8,902	8,511	7,615	7,615	5,822	5,822	5,822
資本的収支額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	-	-	0	319	3,836	3,858	3,913	3,913	3,913	3,902	3,511	2,615	2,615	822	822	822
3 損益勘定留保資金	-	0	0	0	2,228	830	845	845	845	893	938	843	843	640	640	640
2. 利益剰余金処分額	-	0	0	0	657	2,846	2,886	2,886	2,886	2,717	2,392	1,590	1,590	0	0	0
3. 繰越工事資金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. その他	-	0	0	319	952	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182	182
計	(F)	-	0	319	3,836	3,858	3,913	3,913	3,913	3,792	3,511	2,615	2,615	822	822	822
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会社借入金残高 (G)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (G)	-	-	33,523	46,877	45,040	43,183	41,270	39,263	37,471	35,569	34,058	33,443	33,443	34,620	34,620	34,620

(単位：千円)

○他会計繰入金

区分	年度	R6														
		R5 (決算)	R6 (決算見込)	R7 本年度	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034			
収益的収支	うち基準内繰入金	-	10,430	15,860	14,924	12,674	12,910	12,960	13,211	13,450	13,691	13,622	13,793	13,793	13,793	13,793
	うち基準外繰入金	-	154	265	135	117	98	79	61	42	23	1,449	1,449	0	0	0
	計	-	10,584	16,125	15,059	14,789	12,557	12,881	12,881	13,150	13,408	13,668	12,173	13,793	13,793	13,793
資本的収支	うち基準内繰入金	-	80,822	2,047	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	うち基準外繰入金	-	317	1,148	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	計	-	81,139	3,195	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	-	91,252	17,907	15,424	13,174	13,410	13,460	13,711	13,950	14,191	14,122	14,293	14,293	14,293	14,293	14,293

原価計算表

供用開始年月日 平成 10 年 4 月 1 日
 処理区域内人口(令和5年度決算) 227人
 計算期間 自：令和 7 年 4 月
 至：令和 17 年 3 月
 (10年間)

収入の部

項 目	金額 (千円)			
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画 計上額 (A) 計算期間(年平均)	公費負担分 (B) 計算期間(年平均)	料金対象収支 (A) - (B) 計算期間(年平均)
使 用 料 (X)	3,578	2,761	0	2,761
受 託 工 事 収 益	0	0	0	0
そ の 他	13,663	17,327	0	17,327
合 計	17,241	20,088	0	20,088

支出の部

項 目	金額 (千円)				
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画 計上額 (A) 計算期間(年平均)	公費負担分 (B) 計算期間(年平均)	料金対象収支 (A) - (B) 計算期間(年平均)	
管 渠 ・ 処 理 場 費	動 力 費	1,238	1,514	0	1,514
	修 繕 費	0	476	0	476
	材 料 費	0	0	0	0
	そ の 他	5,428	4,635	0	4,635
小 計		6,666	6,624	0	6,624
一 般 管 理 費	人 給 料 (基 本 給)	2,653	3,300	0	3,300
	件 手 当 (退 職 給 付 費)	0	0	0	0
	費 諸 手 当 、 福 利 費 、 そ の 他	2,253	2,999	0	2,999
	流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金	0	0	0	0
小 計		4,906	6,299	0	6,299
資 本 費	支 払 利 息	462	681	227	454
	減 価 償 却 費	2,916	3,255	3,255	0
	企 業 債 取 扱 諸 費 そ の 他	0	0	0	0
小 計		3,378	3,936	3,482	454
合 計 (Y)		14,950	16,860	3,482	13,377
		料金算定期間(開始) 償却資産(期首残高)	料金算定期間(終了) 償却資産(期末残高)	料金算定期間 償却資産(平均残高)	資産維持費率※ (標準値)
		136,568	110,461	123,515	3%
資 産 維 持 費 (Z)		※資産維持費 = 料金算定期間の平均償却資産残高 × 資産維持費率			3,705
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)		(営 業 及 び 営 業 外 費 用) + (資 産 維 持 費)			17,083

料金収入 / (料金対象経費 + 資産維持費) : (X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 16.2

<料金水準についての説明>

一般家庭用の使用料は、世帯人員区分(3区分)別に基本料金(10mまで)と水洗化料金、超過料金(1mあたり)の合計額に消費税相当額を加えた額(10円未満の端数は切捨て)としています。
 業務用の使用料は、一般家庭用と同様ですが世帯人員区分を設けていません。
 公共用の使用料は、定額制としています。
 使用料の見直しについては、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく考えとしています。